

原案可決
全会一致

第11号発議案

政治倫理の確立のための新潟県議会の議員の資産等の
公開に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年7月6日

提出者 議会運営委員長 中 原 八 一

新潟県議会議長 長 津 光三郎 様

政治倫理の確立のための新潟県議会の議員の資産等の 公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための新潟県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成7年新潟県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（資産等報告書等の提出）</p> <p>第2条 新潟県議会の議員は、その任期開始の日（再選挙又は補欠選挙により新潟県議会の議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた新潟県議会の議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、新潟県議会の議長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。） 預金及び貯金の額</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">（資産等報告書等の提出）</p> <p>第2条 新潟県議会の議員は、その任期開始の日（再選挙又は補欠選挙により新潟県議会の議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた新潟県議会の議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、新潟県議会の議長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 預金（当座預金及び普通預金を除く。）、貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。） 預金、貯金及び郵便貯金の額</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び旧郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金をいい、通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

第12号発議案

原案可決
全会一致

いじめ根絶に向けての決議

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年7月6日

提出者 総務文教委員長 沢野 修

新潟県議会議長 長津 光三郎 様

いじめ根絶に向けての決議

わが国の次代を担う子どもたちが豊かな体験と多様な人間関係をとおして、一歩一歩着実に成長し、安心して自分らしく生きることができる環境を整えることは、社会全体に課せられた最重要課題である。

しかし、最近、各地で相次ぐいじめの発生は、子どもたちの日常生活を不安にし、かけがえのない命までも危うくするなど、誠に憂慮すべき事態となっている。

いじめ根絶のためには、いじめを学校だけの問題とすることなく、学校と家庭及び地域が一体となって子どもを守り育てるための体制をつくっていくことが急務である。

この5月に発足した本県の「いじめ根絶県民運動」は、県民総ぐるみの運動という全国でも例を見ない画期的な取組であるが、この運動を一過性のものに終わらせることなく、実効あるものにしていくためには、県民一人ひとりが子どもたちの悩みをしっかりと受け止め、自らの問題として行動することが不可欠である。

よって本県議会は、関係諸機関・団体等と連携して、「いじめ根絶県民運動」に率先して取り組み、県民と一体となっていじめの根絶のため全力を尽くすことを決意する。

以上、決議する。

平成19年7月6日

新 潟 県 議 会

原案可決
全会一致

第13号発議案

北朝鮮による日本人拉致問題の進展に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年7月6日

提出者 総務文教委員長 沢野 修

新潟県議会議長 長津 光三郎 様

北朝鮮による日本人拉致問題の進展に関する意見書

北朝鮮の核問題を巡る6カ国協議の米国首席代表、ヒル国務次官補が、先月下旬電撃的に北朝鮮を訪問した際、我が国は、ヒル氏から北朝鮮に対し、拉致問題で前向きな取組を働きかけるよう事前に求めていたが、北朝鮮からはこれまでと違った回答を引き出すには至らなかった。

そもそも、北朝鮮の核問題は、今年2月の6カ国協議で北朝鮮の各関連施設の稼働停止・封印や国際原子力機関の査察再開を含む初期段階措置で合意したもので、その履行に向けて、ようやく着手されたところである。

6カ国協議の目標は、平和的な方法による朝鮮半島の検証可能な非核化であり、初期段階措置はその第一歩に過ぎないのであるが、これまでの北朝鮮の姿勢からは少しも誠意が感じられないのが実態である。

平成14年10月に蓮池・池村ご夫妻と曾我ひとみさんが帰国され、平成16年7月に曾我さんのご家族が帰国・来日されて以来、我が国の拉致問題に何らの進展は見られない。

よって国会並びに政府におかれては、「拉致問題で進展がない限り経済支援をしない」姿勢を貫くとともに、拉致問題解決に向け積極的に行動されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年7月6日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	扇千景様
内閣総理大臣	安倍晋三様
外務大臣	麻生太郎様
財務大臣	尾身幸次様
経済産業大臣	甘利明様
国土交通大臣	冬柴鐵三様
国家公安委員長	溝手顕正様
警察庁長官	漆間巖様

第14号発議案

原案可決
全会一致

医療制度改革に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年7月6日

提出者 厚生環境委員長 佐藤 莞爾

新潟県議会議長 長津 光三郎 様

医療制度改革に関する意見書

昨年6月の通常国会において医療制度改革関連法が可決成立したところであるが、わが国の少子高齢化現象は、世界に類を見ない速さで進んでいることから、わが国の医療制度を将来にわたって持続可能なものとするためにも医療制度改革は避けて通れない重要な課題と認識している。

しかしながら、高齢者の増加が国民医療費を急騰させるという予測に基づき、高齢者の自己負担増や療養病床の大幅削減といった各種の医療費抑制策が打ち出され、また、地方における医師不足の拡大や、新たな看護基準の導入によって、看護職員が不足するなど、国民が安心して受けられる医療の提供体制に不安感が強まっている。

よって国会並びに政府におかれては、国民すべてが等しく安心できる医療体制を確立するため、下記事項の実現に向け特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 高齢者のために必要な医療や介護の施設を確保すること。
- 2 医師・看護師不足を解消すること。
- 3 低所得者に対する負担軽減対策の更なる拡充に努めること。
- 4 国民の生命と健康を守るための医療費財源を確保すること。
- 5 医療制度改革に対する国民や関係団体等への理解の促進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年7月6日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	扇 千 景 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
総 務 大 臣	菅 義 偉 様
財 務 大 臣	尾 身 幸 次 様
厚 生 労 働 大 臣	柳 澤 伯 夫 様

原案可決
全会一致

第15号発議案

WTO・日豪EPAに関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年7月6日

提出者 産業経済委員長 岩村良一

新潟県議会議長 長津光三郎 様

W T O ・ 日 豪 E P A に 関 す る 意 見 書

W T O 農 業 交 渉 は 本 年 1 月 以 降、主 要 国 の 閣 僚 間 で 断 続 的 に 協 議 が 行 わ れ て お り、7 月 末 ま で の モ ダ リ テ ィ 確 立 に 向 け、極 め て 緊 迫 し た 局 面 を 迎 え て い る。

ま た、日 豪 E P A 交 渉 は、農 業 関 係 者 が 抱 え る 不 安 に 配 慮 せ ず、E P A 締 結 の 加 速 化 だ け を 目 的 と し た 偏 っ た 論 調 が、特 に 経 済 界 を 中 心 に し て 国 内 に 強 ま っ て い る こ と は、誠 に 憂 慮 す べ き 遺 憾 な 事 態 で あ る。

我 が 国 は、品 目 横 断 的 経 営 安 定 対 策 な ど 戦 後 農 政 の 大 転 換 を 踏 ま え、国 際 化 の 進 展 の 中 で 農 業 の 構 造 的 改 革 に 官 民 挙 げ て 取 り 組 ん で い る が、こ う し た 努 力 が 水 泡 に 帰 す こ と の な い よ う、輸 入 国 の 懸 念 を 十 分 反 映 し た W T O 農 業 モ ダ リ テ ィ の 確 立 や、農 業 構 造 改 革 の 実 態 を 踏 ま え た E P A 交 渉 へ の 対 応 が 必 要 と な っ て い る。

よ っ て 国 会 並 び に 政 府 に お か れ て は、生 産 者 が 将 来 と も に 自 信 と 希 望 を 持 っ て 農 業 を 営 め る よ う、下 記 事 項 の 実 現 に つ い て 尽 力 さ れ る よ う 強 く 要 望 す る。

記

- 1 輸 入 国 の 懸 念 を 十 分 反 映 し た W T O 農 業 モ ダ リ テ ィ の 確 立
 - (1) 非 貿 易 的 関 心 事 項 の 確 実 か つ 具 体 的 な 反 映
 - (2) 各 国 の 状 況 を 考 慮 に 入 れ ない 上 限 関 税 の 断 固 阻 止
 - (3) 十 分 な 数 の 重 要 品 目 の 確 保 と 柔 軟 な 取 り 扱 い
 - (4) 特 別 セ ー フ ガ ー ド の 堅 持
 - 2 農 業 分 野 に 一 方 的 な し わ 寄 せ を 求 め ない E P A 交 渉 へ の 対 応
 - (1) 日 豪 E P A 交 渉 に お け る 重 要 品 目 の 例 外 措 置 の 確 保
 - (2) 農 業 構 造 改 革 の 実 態 を 踏 ま え た E P A の 検 討
- 以 上、地 方 自 治 法 第 99 条 の 規 定 に よ り 意 見 書 を 提 出 す る。

平 成 19 年 7 月 6 日

新 潟 県 議 会 議 長 長 津 光 三 郎

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	扇 千 景 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
外 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
農 林 水 産 大 臣	赤 城 徳 彦 様
経 済 産 業 大 臣	甘 利 明 様

原案可決
全会一致

第16号発議案

森林・林業・木材関連産業の振興を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年7月6日

提出者 産業経済委員長 岩村良一

新潟県議会議長 長津光三郎 様

森林・林業・木材関連産業の振興を求める意見書

我が国の森林・林業・木材関連産業は、木材価格が長期低迷する中で林業の採算性は悪化し、森林所有者の経営意欲も低下するなど森林の育成・整備が停滞している状態にあるが、他方において森林の持つ多面的機能の発揮が求められており、自然・生活環境の保全や、保健、癒しの場の提供など国民の要請と期待は年々増加している。

しかし、地球温暖化防止に係る京都議定書の温室効果ガス削減目標6%のうち、森林による吸収で確保する3.8%の目標達成は厳しい状況であり、森林整備の加速化が求められている。

政府・林野庁は森林を適切に整備・保全する「美しい森林づくり」を推進するとして、今年から6年間で330万ヘクタールの間伐を実施するとしているが、森林整備に係る予算措置が不透明であることに加え、地方自治体の財政難や森林所有者の負担などから、実行体制の不備が危惧されている。

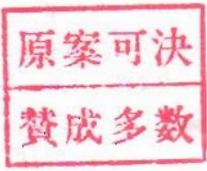
よって国会並びに政府におかれては、低迷する森林・林業・木材関連産業の振興を図るため、昨年新たに策定された「森林・林業基本計画」に基づく森林整備や地域材利用計画の推進、林業の担い手確保等の対策を着実に実行するとともに、地球温暖化防止森林吸収源対策を推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年7月6日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	扇 千景様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	菅 義偉様
財務大臣	尾身幸次様
農林水産大臣	赤城徳彦様
環境大臣	若林正俊様
林野庁長官	辻 健治様



第17号発議案

国民に信頼される年金制度の構築に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年7月6日

提出者 小林一大 中沢三 原野林 八碩 一修郎 木柄村沢 一正 男三

賛成者 冨楡桜佐金中村石星志佐皆 樫井井藤谷野松井野田藤川 一辰甚莞国二 伊佐夫男雄二 成雄一爾彦洸郎修 佐小岩早小帆東若青中 藤島林村川川苺山月木川 卓林良吉和謙英 太力 之隆一秀雄治機仁郎子 市片西齋尾小渡三小松横 村野川藤身野辺富山川尾 孝洋隆孝 惇佳芳キ又幸 一猛吉景昭忍夫一元ヨ秀

新潟県議会議長 長津光三郎 様

国民に信頼される年金制度の構築に関する意見書

わが国の公的年金制度は、老後の所得保障の柱として、名実ともに国民生活に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

現行の年金制度は、平成9年から導入された基礎年金番号によって、年金記録を1人1口とする名寄せ作業が行われたが、現在もなお約5,000万口もの未確認の年金記録が残っているという不祥事が発覚したところである。

この問題解決のためには、国民からの相談窓口等の充実とともに、国民が本来受け取るべき年金を相違なく受け取れるよう、国の責任において直ちに徹底的な精査を行うことが求められている。

また一方、このような問題を起こした社会保険庁の責任は極めて重大であり、廃止・解体して、新たな組織への年金業務移管と併せて、合理化・効率化とサービスの向上を図らなければならないことは当然である。

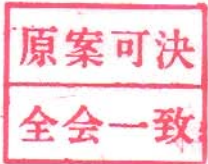
よって国会並びに政府におかれては、今回の緊急課題に対し、責任の所在についての調査を過去にさかのぼって検証して、国民に信頼される年金制度の構築のため、一刻も早い具体的な対応を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年7月6日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	扇 千 景 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
総 務 大 臣	菅 義 偉 様
財 務 大 臣	尾 身 幸 次 様
厚 生 労 働 大 臣	柳 澤 伯 夫 様



第19号発議案

ドクターヘリの全国配備の促進を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成19年7月6日

提出者	中 原 八 一	木 村 一 男	佐 藤 純
	沢 野 修	柄 沢 正 三	小 野 峯 生
	三 林 碩 郎	佐 藤 信 幸	市 川 政 広
	志 田 邦 男		

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 長 津 光三郎 様

ドクターヘリの全国配備の促進を求める意見書

近年、我が国においては、医師の偏在や不足が課題となる中で、患者がどこにいても、短時間の内に治療や搬送を行うドクターヘリの全国配備が強く求められている。

1970年に世界に先駆けてドクターヘリを導入したドイツでは、導入後20年間で、交通事故による死亡者数を約3分の1にまで劇的に減少させ、また、山岳地帯が多いスイスでは、国内どこへでも概ね15分以内にドクターヘリを現場に派遣して、治療行為を開始できる体制を整備している。

一方、我が国では、平成13年度からドクターヘリの導入促進事業を開始しているが、これまでに、全国で11機の運航にとどまっており、欧米諸国と比べると大きな較差があるのが現状である。

導入が進まない要因としては、運営主体となる救命救急センターや都道府県の過重な財政負担が挙げられている。

このため、6月19日に議員立法による「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」が成立し、国と都道府県の責務や運営費の補助等の基本的事項が定められたところであるが、ドクターヘリの全国配備を迅速に推進するためには、運営主体である救命救急センター等の財政負担の一層の軽減が必要である。

よって国会並びに政府におかれては、救急救命に大きな効果を上げるドクターヘリの全国配備を推進するため、財政支援策の充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年7月6日

新潟県議会議長 長 津 光三郎

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	扇 千景様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	菅 義偉様
財務大臣	尾身幸次様
厚生労働大臣	柳澤伯夫様
国土交通大臣	冬 柴 鐵三様